

久喜市議会  
令和2年6月定例会  
議員提出議案

## 議 案 目 録

議員提出第1号	久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
議員提出第2号	久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例	2

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 久喜市議会議員  
岡 崎 克 巳  
宮 崎 利 造  
柿 沼 繁 男  
杉 野 修  
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 2 2 年久喜市条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「市民部」の次に「（国民健康保険課を除く。）」を加え、同項第 2 号中「福祉部」を「市民部国民健康保険課、福祉部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項の一部を変更するため、この案を提出するものであります。

議員提出第2号

久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月8日

提出者 久喜市議会議員  
宮崎利造  
園部茂雄  
成田ルミ子

久喜市議会議長 様

久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例

令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間においては、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年久喜市条例第43号）第2条の規定にかかわらず、議長にあつては同条第1号に定める月額から、副議長にあつては同条第2号に定める月額から、常任委員長及び議会運営委員長の職にある議員にあつては同条第3号に定める月額から、議員にあつては同条第4号に定める月額から、それぞれ当該各号に定める月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面し、その拡大防止対策のために発出された緊急事態宣言により、市民生活や地域経済が大きな影響を受けたことを踏まえ、市議会議員の報酬の減額をしたいので、この案を提出するものであります。